

ID: 325

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	施設の配置に関する協定の認可		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第18条の2第1項及び第18条の5第1項の規定による。 (協定の締結等) 第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。 (協定の認可) 第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 (3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月11日)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日